

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人修医会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市東区光町二丁目8番19号
- (3) 設立認可年月日 平成元年 5月15日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 5月20日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	横村 康彦	光ヶ丘歯科医院 管理者
理事	■■■■■	
同	■■■■■	
監事	■■■■■	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	光ヶ丘歯科医院	広島市東区光町二丁目8番19号	0床

(2) 付帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

(3) 収益業務

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月 25日	令和 3年度決算の決定
	理事、監事及び理事長の重任
令和 5年 3月 25日	令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定
令和 5年 3月 25日	令和 5年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人修医会

所在地 広島市東区光町二丁目8番19号

財 産 目 録

(令和 5年3月31日現在)

1. 資 産 額	338,264千円
2. 負 債 額	8,044千円
3. 純 資 産 額	330,220千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	291,007
B 固定資産	47,257
C 資産合計 (A+B)	338,264
D 負債合計	8,044
E 純資産 (C-D)	330,220

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人修医会

所在地 広島市東区光町二丁目8番19号

貸借対照表

(令和 5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	291,007	I 流動負債	8,044
II 固定資産	47,257	II 固定負債	0
1 有形固定資産	2,334	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,272		
3 その他の資産	43,651	負債合計	8,044
(うち保有医療機関債)	0		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	47,001
		II 積立金	283,219
		繰越利益積立金	283,219
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	330,220
資産合計	338,264	負債・純資産合計	338,264

法人名 医療法人 修医会
 所在地 広島市東区光町二丁目8番19号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監事監査報告書

医療法人修医会
理事長 横村康彦 殿

私は、医療法人修医会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査方法の概要

私は、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 25日

医療法人修医会

監事

